

鳥取県告示第508号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

上米積谷川(Ⅲ-1-2-16-3)、黒見谷川(Ⅲ-1-2-16-4)、三江谷川(Ⅲ-1-2-16-5)、菅谷川(Ⅲ-1-2-16-6)、志津東谷川(Ⅲ-1-2-16-7)、志津西谷川(Ⅲ-1-2-16-8)、岩鼻谷川(Ⅲ-1-2-21-1)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

穴田2地区(Ⅰ-1565)、広瀬12地区(Ⅱ-3610)、大河内6地区(Ⅱ-3611)、尾田2地区(Ⅱ-3613)、虹ヶ丘町2地区(Ⅱ-3615)、富海7地区(Ⅲ-4218)、富海8地区(Ⅲ-4219)、鴨河内3地区(Ⅲ-4220)、鴨河内4地区(Ⅲ-4221)、鴨河内5地区(Ⅲ-4222)、耳2地区(Ⅲ-4223)、黒見2地区(Ⅲ-4224)、黒見3地区(Ⅲ-4225)、三江3地区(Ⅲ-4226)、三江4地区(Ⅲ-4227)、尾田3地区(Ⅲ-4228)、尾田4地区(Ⅲ-4229)、尾田5地区(Ⅲ-4230)、尾田6地区(Ⅲ-4231)、黒見4地区(Ⅲ-4232)、生竹3地区(Ⅲ-4233)、服部7地区(Ⅲ-4234)、岡3地区(Ⅲ-4236)、福積3地区(Ⅲ-4237)、安歩地区(Ⅲ-4263)、関金宿12地区(Ⅲ-4264)、関金宿13地区(Ⅲ-4265)、郡家3地区(Ⅲ-4266)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)